



北光会 東海・北陸支部ホームページ管理規約

1 目 的

北光会 東海・北陸支部の支部活動活性化と、会員相互の交流・親睦に資するためホームページを設ける。

2 名 称

北光会 東海・北陸支部ホームページ(以下、HPと表記)とし、検索利便性を図るため「東海・北陸支部 HP」の略称も用いる。

3 運 営

- (1) HP の管理・運営は理事会の承認した担当幹事が行い、事務局がこれを支援する。
- (2) HP 維持のための通常経費は支部の年間予算に計上する。また緊急の費用が発生した場合は、支部長(事務がある場合は副支部長)の承認により支出する。これは次の理事会で報告・承認を得る事とする。
- (3) HP の運営及び外漏漏に関して支部長は必要な助言或いは指導を行う。また本件に関しては、必要に応じ支部役員(支部長、副支部長、事務局、HP 担当幹事)が協議を行う。

4 投稿規定

支部活動とは無関係或いは不適切な投稿は認めず、第三者との係争を避けるためこの規約を設ける。

- (1) 北光会会員であれば誰でも投稿を行う事ができる。また投稿内容については投稿者が責任を負う。
- (2) 投稿希望者は「記事」「写真」その他必要な資料を HP 担当幹事に提供する。
- (3) 公序良俗に反する或いはその恐れのある投稿はこれを認めない。
- (4) 著作権等の権利を侵害する恐れのある投稿は、一部内容の変更や削除を求めこれに応じない場合は投稿を認めない。
- (5) HP 担当幹事が不適切と認めた投稿は、支部役員にその事由を連絡し支部長が掲載可否を判断する。

5 付 則

- (1) 本規約は H30(2018)年 1 月 13 日開催の第 3 回支部理事会で協議承認を得て発効する。
- (2) HP 担当幹事は、当面の間、支部理事の加藤伸彦氏(BH01)に委嘱する。
- (3) HP 投稿内容(記事、写真、その他資料)については、担当幹事が管理規約に基づき HP 上に注意事項と共に掲載する。

以 上



北光会 東海・北陸支部